## 後期高齢者医療制度について

住民課 内線325・326

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎045-440-6704

## 平成20年4月から『75歳以上の方』の医療制度が変わります!

現在の老人保健制度は、平成20年4月から「後期 高齢者医療制度」へと変わります。「後期高齢者医 療制度」は、神奈川県内の全ての市町村が加入する、 神奈川県後期高齢者医療広域連合が運営します。

この制度の被保険者は、神奈川県内にお住まいの 75歳以上の方や、65歳以上で一定の障がいのある方 です。

平成20年4月1日時点で75歳以上の方は同年4月1日から、それ以降に75歳になられる方は誕生日当日から、「後期高齢者医療制度」の被保険者となり、広域連合から新しい被保険者証が発行されます。(今までお使いの国民健康保険や健康保険などの被保険者証、老人保健医療受給者証などは使用できなくなります。)

「後期高齢者医療制度」の被保険者になると、

①国民健康保険や、健康保険などの被保険者ではな くなります。 ②被保険者の方、一人ひとりに保険料を納めていただくことになり、原則、年金から天引きさせていただくことになります。(健康保険などの被扶養者で、今までご自分で保険料を払われていなかった方も、保険料を納めていただくことになります。)

なお、通院や入院時の自己負担は、現行と同じー 割若しくは三割で変更はありません。

広域連合または、市町村から、所得把握のため「簡易申告書」をお送りする場合がありますので、ご記入のうえ、同封の返信用封筒にて提出をお願いいたします。

保険料の額などについては、現在、広域連合にて 試算のための準備を進めていますが、決定は11月 頃となる予定です。

## ご存知ですか?国民年金付加保険料

住民課 内線326

平成19年度の老齢基礎年金の年金額は792,100円(満額=40年間保険料納付)ですが、老後により高い老齢基礎年金を受けたいと考えている方のために、毎月の保険料のほかに付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される付加年金があります。

付加保険料の額は、1か月400円です。付加保険料を納付することができる対象者は、第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。保険料の免除、納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入されている方は付加保険料を納めることができません。

付加年金額は、200円×付加保険料納付月数です。 例えば、付加保険料を10年間納めた場合、納付する額は400円×10年(120月)=48,000円になり、1年間に受け取る付加年金額は200円×10年(120月)=24,000円となります。 2年間では24,000円×2年=48,000円となり、納められた保険料と同額になるため大変お得です。

手続きには、年金手帳・印鑑を持参し住民課までお越しください。

